

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年3月17日

長野県公営企業管理者職務執行者
長野県企業局長 山本浩司

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び予定数量

別表のとおり

(2) 物品等の特質

仕様書によります。

(3) 納入期限

契約日から平成24年3月31日までの間において別に指定する日

(4) 納入場所

上田市大字諏訪形613

長野県企業局上田水道管理事務所

塩尻市大字宗賀字本山5225-1

長野県企業局松塩水道用水管理事務所

長野市川中島町四ツ屋100

長野県企業局川中島水道管理事務所

(5) 入札方法

別表の調達物品ごとに入札に付し、それぞれ1キログラム当たりの単価（小数点以下第2位まで）について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企業局水道事業係

電話 026 (235) 7381

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年3月30日（水）午後2時

イ 場所 長野県庁 議会増築棟403号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年3月25日（金）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成23年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(別表)

調達物品名	予定数量(キログラム)
次亜塩素酸ナトリウム(10tローリー)	400,000
次亜塩素酸ナトリウム(3tローリー)	40,000
ポリ塩化アルミニウム	1,000,000

企業局

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成23年3月17日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別、検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
雜踏警備業務 (2級)	平成23年 6月19日 (日)	午前8時30分 から午後5時 まで	塩尻市大字宗賀桔 梗ヶ原73番地116 中南信運転免許 センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種別	区分	科目
雜踏警備業務 (2級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 雜踏の整理に関すること。 人の雜踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	雜踏の整理に関すること。 人の雜踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に実施され、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

30人

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(1) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(2) 電話1本につき1人の受付とします。

(3) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付日

平成23年4月20日（水）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成23年5月20日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を説明する書面（住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを説明する書面（営業所所属証明書）

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出）2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料（1万3,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることができます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3033）に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成23年3月17日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
5月31日 (火)	午前10時 から 午後4時 まで	松本会場	松本市大字島立1020番地 松本合同庁舎203号会議室	60名

3 講習科目、時間数及び考查方法

講習科目	時間数	考查方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考查を行います。
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	(所要時間60分)

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込みください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申し込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成23年3月17日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
5月11日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	須坂会場	須坂市大字須坂747番地イ 須坂市中央公民館	40名
5月15日 (日)	午後1時 から 午後4時 まで	上田会場	上田市上田原1640番地 上田創造館	60名
5月25日 (水)	午後1時 から 午後4時 まで	伊那会場	上伊那郡箕輪町大字中箕輪10284番地1 地域交流センターみのわ研修室	90名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込みください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申し込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、長野県知事、長野県教育委員会及び長野県公安委員会から、平成22年3月11日付けで包括外部監査人中地宏氏から提出のあった平成21年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成23年3月17日

長野県監査委員 浦野昭治
同 東方久男
同 柿沼美幸
同 下村恭

1 監査の対象となった事件名

県の財産管理について

2 措置の内容等

事 項 (報告書の記載ページ)	監 査 の 結 果 等 (要 旨)	措 置 等 の 内 容 (担当機関)
1 県有財産の管理		
財産台帳のシステム化について【意見】 (p25)	現状、管財課においては、紙ベースで作成された財産台帳のうち、面積を始めとする一部の情報のみをデータ化している。今後の公会計制度改革において、財務諸表の作成と複式簿記の導入を視野にいれると、取得原価と時価評価の複数の情報を管理する必要が生じてくる。現状の手書きの財産台帳を基礎とした管理方法は、公会計制度改革に対応するためには十分なものではない。このため、病院事業局や企業局の企業会計資産並びに建設部所管の道路や橋脚等のインフラ資産のデータも含め、網羅的な財産台帳のシステム化（県有財産のデータベース）を図る必要がある。	県有財産の総合調整・総合利活用を図るために、平成23年1月に全庁的なプロジェクトチームを立ち上げ、県有財産に関する基本方針の策定等に取り組んでいます。 このプロジェクトチームの中で、公会計制度改革への対応を含め、財産台帳のシステム化（県有財産のデータベース）について、検討を行ってまいります。 (管財課)
財産保全関連のデータベースとの情報共有について【意見】 (p26)	現状、資産ごとの修繕工事や大規模改修等の履歴等といった財産保全関連の情報を記載した共有のデータベース等は作成されていない。県有財産の有効利用を検討し合理的な判断を行う上では、資産の実態を正確かつ網羅的に把握することが必要となる。今後、財産保全関連のデータベースを作成した上で、「財産管理システム」（財産台帳）との情報の共有化を図る等し、県有財産の状況を網羅的に把握できるようにすることが望ましいものと考える。	県有財産の総合調整・総合利活用を図るために、平成23年1月に全庁的なプロジェクトチームを立ち上げ、県有財産に関する基本方針の策定等に取り組んでいます。 このプロジェクトチームの中で、県有財産の修繕や改修等の履歴等を網羅的に把握するため、財産保全関連のデータベース化と「財産システム」（財産台帳）との情報の共有化について、検討を行ってまいります。 (管財課) (施設課)
全庁的な財産管理の実施について【意見】 (p26)	現状の未利用県有地は効活用事業においては、管財課は各財産管理者からの報告を待って動くこととなっている。しかし、どのような資産を管財課への報告の対象とするかは、各財産管理者の判断に委ねられているため、十分に活用されていない財産が、財産管理者の内部に留まっていることもあるといえる。このため、今後は、より積極的な財産運用への取り組みが望まれる。例えば、財産の利用状況について一定の財産の条件を定めた上で、これに合致したものについては網羅的に報告を求めるとともに、必要に応じて、財産の状況を直接確認する等の対応を図る必要があり、この実施主体として、財産活用委員会の設置等が望まれる。また、全庁的な県有財産の利用もしくは活用策にかかる基本方針の策定、基本方針に基づく実行計画の策定並びに定期的な進捗管理、実績を踏まえた基本方針や実行計画の見直しを行う必要があるが、これについても、全庁的に行う必要があることから、この委員会により実施することが望まれる。	県有財産の総合調整・総合利活用を図るために、平成23年1月に全庁的なプロジェクトチームを立ち上げ、県有財産に関する基本方針の策定等に取り組んでいます。 このプロジェクトチームの中で、今後の推進体制を検討しており、最終的には県有財産ファシリティマネジメント推進会議を設置し、基本方針の決定、県有財産の総合調整並びに定期的な進捗管理を実施していく予定です。 (管財課)
2 財産評価		
財務諸表の作成と財産台帳の整備について【意見】 (p28)	今後の公会計制度改革において、財務諸表の作成と複式簿記の導入を視野にいれると、固定資産の評価は、取得価額が原則的な評価となるため、財産台帳上も取得価額の情報を把握する必要がある。同時に、固定資産税評価に準じた現在価格での時価評価が求められている。そのため、取得原価と時価評価の複数の情報を管理しておく必要がある。公会計制度改革に伴い、財務会計システムの整備とともに、財産台帳のシステム化等により複数の価格情報を統一的に管理できる方法を検討しておくことが望まれる。	県有財産の総合調整・総合利活用を図るために、平成23年1月に全庁的なプロジェクトチームを立ち上げ、県有財産に関する基本方針の策定等に取り組んでいます。 このプロジェクトチームの中で、公会計制度改革への対応を含め、財産台帳のシステム化（県有財産のデータベース）について、検討を行ってまいります。 (管財課)

3 実態調査からみる有効活用の検討
職員宿舎

<p>職員宿舎のあり方の見直しについて【意見】 (p39)</p>	<p>県の財政状況を鑑みた場合、職員宿舎について、職務や地域性等から優先順位を明確化し、重要性の高い事業に財源を集中することがより必要になくるものと言える。このためには、職員宿舎自体のあり方を、以下の点に留意した上で再度見直し、県行政の中における位置付けを明確化する必要があるものと考える。また、公務員の転居を伴う人事異動の内示期間の短さから、職員宿舎の必要性を唱える向きは一般に認められるところであり、職員宿舎のあり方を見直す中で、転居を伴う人事異動については、時間的猶予を与えることも検討の俎上に載せることが望まれる。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県としての職員宿舎のあり方についての全体的な方針を策定する。その際、職員宿舎機能の必要性を見直し、必要最小限なものとする。 ・職員宿舎機能が必要と判断される場合においても、県が直接的に職員宿舎を保有することが必要か否かを、他の手段との間においてコスト比較を実施した上で検討する。例えば、①直営の職員宿舎維持（将来的な大規模修繕にかかるコストを含む）、②県による民間宿舎借り上げ、③職員が民間宿舎を賃借し住宅手当を支給等 ・将来的な職員宿舎の整備や職員の入居にあたっては、設置部局単位で細分化するのではなく、一定のエリア内に設置された職員宿舎を単位として取り扱う。 ・近隣の民間賃貸住宅等の需給実態を定期的に把握し、民間賃貸住宅等による職員宿舎機能の代替の可否を判断する。 	<p>広大な本県において、異動に係る職員の負担を軽減し、業務の継続性のために設置されている職員宿舎の今後のあり方を検討するため、知事部局、教育委員会、警察の各関係課を構成員とする検討会を平成22年3月に設置し、現在、監査の各意見に関し検討を重ねております。</p> <p>厳しい県財政を踏まえ、必要性の低い宿舎については積極的に廃止し、宿舎数を必要最小限なものとするなど、今後も引き続き財産の効率的管理を一層行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">(職員課)</p> <p>教育委員会、知事部局、警察の関係課宿舎担当による検討会を平成22年3月に設置し、宿舎の今後のあり方や監査の各意見について検討を重ねております。</p> <p>職務の特殊性や勤務条件の違い、勤務地、異動時期の違い等も勘案しながら、引き続き宿舎の効率的な運用や全体の方針を検討してまいります。</p> <p>また、各部局の入居可能な宿舎の情報交換も行い有効活用を図っていくとともに、老朽化等により利用度の低い宿舎については積極的に廃止や処分を進めるなど、効率的な管理にも努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(教育委員会)</p> <p>職員宿舎の今後のあり方を検討するため、知事部局、教育委員会、警察の各関係課を構成員とする検討会が平成22年3月に設置され、現在、検討が重ねられております。</p> <p>警察においては、警察の業務上の特殊性から、職員宿舎は不可欠なものと考えております。</p> <p>今後とも、職員の居住環境に配慮しつつ、既存施設の有効活用を図るとともに、職員宿舎について、関係部局と連携し、検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(公安委員会)</p>
<p>既存施設（職員宿舎）の有効活用について【意見】 (p41)</p>	<p>既存の職員宿舎についても、職員宿舎機能が不要と判断されたものや、コスト面で県が直接的に職員宿舎を保有する必要性が薄いと判断されたものについては、早期に、他用途への転用及び未利用地としての処分促進を進めることができるものと見込まれる。</p>	<p>老朽化が激しく入居が見込まれないものや必要性が薄いと認められるものについては、処分に向け積極的に廃止や所管換えをするなど、今後も引き続き財産の有効活用に一層努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(職員課)</p> <p>老朽化により修繕費が多額となる宿舎や、入居が見込めない宿舎については、財産管理者と協議の上、引き続き早期に処分（廃止・所管換等）を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(教育委員会)</p> <p>職員宿舎の今後のあり方を検討するため、知事部局、教育委員会、警察の各関係課を構成員とする検討会が平成22年3月に設置され、現在、検討が重ねられております。</p> <p>警察においては、警察の業務上の特殊性から、職員宿舎は不可欠なものと考えております。</p> <p>今後とも、職員の居住環境に配慮しつつ、既存施設の有効活用を図るとともに、職員宿舎について、関係部局と連携し、検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(公安委員会)</p>

<p>宿舎区分の見直しについて【意見】 (p41)</p>	<p>長野県においては、教育委員会と知事部局等との間において職員宿舎の取り扱いを区分しているが、その必要性は低い。各エリア単位で職員宿舎の需給状況を把握し入居状況を管理する方が、より有用なものと考えられることから、宿舎区分についても見直すことが望まれる。</p>	<p>職務の任命権者が知事、教育委員会、警察の別に分かれ、勤務内容、勤務条件、勤務地、異動の内示時期等の相違や職務の特殊性がある実情を踏まえ、宿舎の今後の管理方法、宿舎区分のあり方について引き続き検討を重ねてまいります。 なお、現在各エリアの需給状況に応じ、任命権者間での宿舎の共同利用も可能な限り認めており、今後も引き続き財産の有効活用に一層努めてまいります。 (職員課)</p> <p>部局ごと異動のタイミングや、勤務内容、職務の特殊性等の違いを勘案すると、宿舎区分、部局単位で管理することは妥当だと思われますが、宿舎管理のあり方については引き続き検討を重ねてまいります。 なお、宿舎への他部局職員の入居については、入居状況に応じて現在も認めておりますが、今後も引き続き財産の有効活用に努めてまいります。 (教育委員会)</p> <p>職員宿舎の今後のあり方を検討するため、知事部局、教育委員会、警察の各関係課を構成員とする検討会が平成22年3月に設置され、現在、検討が重ねられています。 警察においては、警察の業務上の特殊性から、職員宿舎は不可欠なものと考えております。 今後とも、職員の居住環境に配慮しつつ、既存施設の有効活用を図るとともに、職員宿舎について、関係部局と連携し、検討してまいります。 (公安委員会)</p>
<p>高等学校職員宿舎の管理方法について【意見】 (p43)</p>	<p>教育委員会で所管する職員宿舎については、入退去への対応や修繕の実施等の管理業務は、財産管理者である各高等学校単位で行われている。しかし、資産の有効活用の視点から、「高等学校宿舎だけでなく、施設管理等全般にわたって、ある程度の規模で集中的に管理をする体制とすること」(県監査委員「平成19年度行政監査結果報告書」の意見)を検討することが望まれる。</p>	<p>関係各課宿舎担当により設置された検討会での検討経過も踏まえながら、他の施設管理事務も含めた効率的な管理体制についても、引き続き検討してまいります。 (教育委員会)</p>

教育財産

<p>学校再編における資産の有効活用について【意見】 (p51)</p>	<p>学校再編に当たっては、新施設の建設とともに廃止された施設の有効活用の検討が課題となる。廃止される施設においては、地元住民の要望もあり、過渡的な段階として、旧施設を残さざるを得ないという状況があるが、住民の理解を得つつ、旧施設の有効活用の検討を積極的に進めることができると想われる。 例えば、旧木曾山林高等学校的校舎のように、閉校後も教育財産として継続的に利用する施設がある場合には、当該部分は行政財産として残し、その他については、普通財産としてその後の有効活用を検討する等、実態に合わせ柔軟な対応を図ることが望まれる。</p>	<p>学校再編により今後廃止される施設については、県、市町村、公益団体等における有効活用の方策を順次検討又は確認することとしており、必要に応じて地域懇話会を開催し、住民の理解を得るよう努め、早期に用途を見極めて適切な財産管理を図ります。 (教育委員会)</p>
<p>定時制高等学校の校庭について【意見】 (p51)</p>	<p>上伊那農業高等学校(定時制)には従来から照明設備のない校庭がある。同校は17時30分始業の夜間定時制であり、校庭は未利用であるため、当該部分についての有効利用を検討することが必要である。</p>	<p>高等学校再編計画により平成23年3月に閉課程となるため、指摘の照明設備を含む校地・校舎の有効利用を検討しています。 (教育委員会)</p>
<p>行政財産である教育財産上に建設された普通財産の建物について【意見】 (p51)</p>	<p>駒ヶ根工業高等学校では、行政財産である学校用地内に職員宿舎のみが建設されている。行政財産である学校用地に、普通財産である職員宿舎が建てられていることは、行政財産が行政目的に使用されていないことを意味し、地方自治法第238条第3項の定めに反する。実態に合わせて用途廃止を行い、普通財産に所管換を行う等の適切な措置を行う必要がある。</p>	<p>老朽化し、使用していない職員宿舎は、平成22年3月に撤去しました。 指摘の敷地については、学校用地として有効利用を検討しています。 (教育委員会)</p>

その他の県有財産

<p>上田高等学校第2グラントについて【意見】 (p52)</p>	<p>上田高等学校の学校用地である第2グランドの一部に崖地となっている部分がある。学校で未利用として財産の管理が可能かどうか、実態に合わせて検討する必要がある。</p>	<p>隣接地主に購入の意思がなく、他の財産管理者に移管して管理を委ねることも困難なため、当面、グランドとの一体管理をせざるを得ない状況です。 (教育委員会)</p>
----------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------

旧吉野第1職員宿舎、旧徳間宿舎、旧若里職員宿舎、旧佐久技専校寄宿舎・跡部宿舎、旧横田独身寮について【意見】(p52)	<p>これらは、宿舎売却後の残地がそのまま残されているものであり、現況はそれぞれ通路、堤防の一部、市道、国道、市道、通路となっている。実態に合わせて財産の整理を行うことが望ましい。</p>	<p>まず、実態を正確に把握するため、平成22年8月～11月に現地調査を実施しました。 この調査を踏まえ、通路、市道等の財産管理者との協議を開始し、財産の整理に着手しました。 (管財課)</p>
南条宿舎、旧小松原住宅、旧蚕試松本支場用地について【意見】(p52)	<p>これらは道路に接していない無道路地であり、一般競争入札等による売却・処分が困難な状況にある。隣接者への譲渡等の処分方法について検討する必要がある。</p>	<p>まず、実態を正確に把握するため、平成22年8月～11月に現地調査を実施しました。 一般競争入札になじまない物件については、譲渡価格の見直しや隣接者への減額譲渡など、さまざまな処分方法の検討を開始しました。 更に、県有財産の有効活用の観点から県有財産の総合調整・総合利活用を図る全庁的なプロジェクトチームの中で、売却困難物件対策の検討を行ってまいります。 (管財課)</p>

4 現地視察の結果と分析

旧中野高等学校（北信地区）について【意見】(p57)	<p>平成21年3月に閉校した旧中野高等学校の校地及び校舎である。 現在、地元自治体の中野市が敷地及び建物について、活用の可能性を調査中であり、用途は保育園、市庁舎等広く検討したいとのことである。閉校後も行政財産のまとまりでいるが、売却する方針が決まっているのであれば、普通財産に振替えるべきと思われる。</p>	<p>指摘の校地及び校舎については、平成23年度末までに地元中野市へ譲渡及び市所有の土地と交換する旨の協議が整い、普通財産への振替え手続きを行っています。 (教育委員会)</p>
県営日滝原産業団地（北信地区）について【意見】(p58)	<p>県営産業団地である。 県営産業団地は、県において積極的に分譲を図り、早期に整理することとするとしているが、整理は進んでいない。県営日滝原産業団地においては、未分譲の土地で一番広いものは3.77haもあり、それだけの土地を購入する余力が購入サイドにないことも整理が進んでない一因となっている。今後、分譲する土地を分割する等整理に向けた一層の努力を行う必要がある。</p>	<p>引き続き分譲促進を図るために、平成23年度から、企業の希望に応じて区画を分割して分譲するオーダーメイド分譲を一部区画で導入します。 (経営支援課)</p>
大室団地（北信地区）について【意見】(p63)	<p>長野県住宅供給公社の保有する住宅団地である。長野電鉄大室駅は1km以内にあるが、信越線川中島駅までは7.5kmあり、移動手段は主に自動車となっている。また、自動車で移動する場合も、長野市街までは渋滞箇所が何か所かあることから、利便性はあまり良くない。売れ残り箇所は、いずれも河川の堤防に面していたり、鉄道沿いである等、問題がある区画である。 今後も、販売に向けた地道な努力が必要である。</p>	<p>各区画の要因見直しを行い、標準区画より劣ると思われる区画については再査定による思い切った価格設定を行い、これを基に、購入者に団地をアピールして分譲に努めます。 平成21年度販売実績1区画 平成22年度販売実績5区画 (住宅課)</p>
みこと川住宅（北信地区）について【意見】(p65)	<p>篠ノ井高等学校の教職員住宅として使用していた昭和50年築の3DK平屋1戸建て住宅であるが、平成17年5月の人事異動以後は空き家となっている。他に、篠ノ井高等学校の教職員住宅として昭和住宅があり、これも一部空き家となっていることから、今後も空き家のまま残る可能性が高い。空き家で3年以上経過したものは、今後の利用見込みにかかるらず、一律、管財課に報告し、県全体として活用を検討することが必要である。</p>	<p>みこと川住宅については売却処分済み（平成22年12月10日付けで契約）です。 その他の空き家で3年経過している宿舎についても、財産管理者と協議の上、引き続き早期に処分（廃止・所管換等）を進めてまいります。 (教育委員会)</p>
長野南地区職員宿舎用地（北信地区）について【意見】(p68)	<p>本物件は、用途上は「職員宿舎用地」となっているが、平成6年3月に長野県土地開発公社から用地を購入して以来、一貫して東北信運転免許センターの第2駐車場として利用されている。今後も職員宿舎建設の可能性は少なく、本来であれば、用途替えを行って東北信運転免許センターの一部とすることが必要である。</p>	<p>本物件の現状を踏まえ、用途替えを行い、東北信運転免許センターの一部としました。 (公安委員会)</p>
旧長野技術専門校上田分校跡地（東信地区）について【意見】(p72)	<p>廃止された旧長野技術専門校上田分校の跡地である。 現状、未利用地として区分されているスペースが、上小高等職業訓練校の駐車場として利用されている。この状況は適切ではないことから、上小会への貸付地として、使用を正式に許可するための対応を図る必要がある。</p>	<p>平成22年6月に上小高等職業訓練校を運営する職業訓練法人上小会から当該地の使用のための申請書の提出がありました。 これを受けて、平成22年6月11日付けで現賃貸借契約の貸付面積を変更する契約を締結し、使用を正式に許可しました。 (人材育成課)</p>

<p>浦野南団地（東信地区）について【意見】 (p73)</p>	<p>長野県住宅供給公社の保有する住宅団地である。結果的に需要に対して供給が過大であったと言えるが、分譲地以外での利用方法を見出すことが難しいことから、今後も、販売に向けての努力を続けていく以外にはないと思われる。販売に向けての努力の一つとして宣伝活動の見直しが考えられる。</p>	<p>団地案内看板等を増設することにより団地のアピールに努めます。 また、市場価格等を参考に分譲価格の見直しも含めて、早期完売に努めます。 (住宅課)</p>
<p>下塩尻団地（東信地区）について【意見】 (p74)</p>	<p>長野県住宅供給公社の保有する土地である。同地は、国の河川改修事業の遅延の影響を受け、分譲地（宅地）としての開発を断念している。近隣の開発も進んでおらず、宅地としての需要の有無は不確実であるものの、工場、物流基地あるいは商業施設としての利用可能性はあると思われる。本物件は、分譲地としての開発を断念したことにより、一括で転売できる可能性が残っている。このような転売の仕方は住宅供給公社本来の役割ではないかもしれないが、現在の経済環境や本物件の周辺環境を考慮すると止むを得ないものと考える。長野県住宅供給公社においては、転売の実現に向けて十分な対応を図ることが望まれる。</p>	<p>農事組合法人によるキノコの生産・加工・販売の事業用地として一括取得の問合せを受け、地元自治体とも売却に向け協議し、事業進出にあたり地元生産者等との調整を図るべく進めましたが、地元農家の反対があり調整に難航が予想されたことから、事業者は進出を断念しました。今後も引き続き事業用地として一括処分先を探してまいります。 なお、事業用地として譲渡するにあたり開発許可に必要な、取付道路整備は平成22年度に完了します。 (住宅課)</p>
<p>旧小諸保健所（東信地区）について【意見】 (p77)</p>	<p>移転後の旧小諸保健所跡地である。本物件は、2,268.05㎡と一定程度の面積があり、形状もほぼ長方形で特に悪くない。隣接する国道も自動車の通行量は多く、利用価値は高いと思われる土地である。ただし、県有地としての適切な利用方法は見出し難く、売却という県の方針は適切と思われる。 旧小諸保健所移転から16年、県有地となってから7年以上も境界確定が進んでいない現状を鑑みると、このままでは方針だけが示され、実際の作業が伴わない可能性も考えられる。県においては、隣接者の意向を勘案しながら、今後の作業を着実に進めていく必要がある。</p>	<p>未利用県有地として管財課に報告済みであり、引き続き市町村・関係課と連携を図り、早期の売却処分に向けた手続きを進めてまいります。 (教育委員会)</p>
<p>旧木曽山林高等学校（中信地区）の未利用施設について【意見】 (p79)</p>	<p>閉校した旧木曽山林高等学校の校地・校舎である。 県は、地元自治体や地元住民等との後利用懇話会等を通して、資産の有効利用を検討しているが、現在のところ、今後の使用の目途は立っていない。施設一体としての利用のみならず個々の施設について、地域のコミュニケーションの場や倉庫利用等の潜在的な幅広い利用の可能性を検討する必要がある。 また、必要に応じて、地元住民以外からの利用の可能性も検討することも考えられる。</p>	<p>懇話会を通して、旧木曽山林高等学校のグランドについては、有効活用に関する地元木曽町との協議が整い、平成21年6月に譲渡したところです。 また、一部校舎については、県施設の移転が決定しております、今後も個々の施設について有効利用を検討します。 (教育委員会)</p>
<p>旧木曽山林高等学校（中信地区）の教育振興会館について【意見】 (p79)</p>	<p>閉校した旧木曽山林高校における教育振興会館は、通称「蘇水会館」と呼ばれ平成13年に同窓会が29,400千円の建設費用をかけて建築し、同校に寄附したものである。1階部分は、倉庫となっており、林業関係の専門書を保管している。また、2階は会議室になっているが、通常は閉鎖しているとのことである。 寄付者の意思を尊重し、会議室や倉庫のみではなく、教育や林業等の振興や同窓生のために、より有効な利用を検討することが望まれる。</p>	<p>「蘇水会館」は、引き続き木曽青峰高校で管理することとし、他の校地・校舎の後利用と合わせて、より有効な利用ができるよう検討しています。 (教育委員会)</p>
<p>旧五霊宿舎（中信地区）について【意見】 (p81)</p>	<p>廃止された旧職員宿舎である。 本物件は著しく老朽化し、躯体が傾いている。公道に接していないこと等により、速やかな売却・有効利用が困難な場合には、山火事・不審火等の防災・防犯上の理由から、施設を取り壊す等の安全対策を検討する必要がある。</p>	<p>平成22年5月14日に現地確認をしたところ、倒壊など喫緊の危険までは認められませんでしたが、引き続き財産管理者と取り壊しも含め適切な安全対策を検討してまいります。 (教育委員会)</p>
<p>島内職員宿舎（中信地区）について【意見】 (p85)</p>	<p>空室状態が継続している職員宿舎である。 当宿舎は戸建て住宅であり、庭等の手入れが必要となる。単身赴任する地方事務所長が増えている現状や、家族で赴任する職員のための世帯用宿舎が別途用意されていることを鑑みると、集合住宅に比べて管理の大変な当宿舎が将来利用される可能性は少ない。職員宿舎の今後のあり方を検討した上で、早期に、その使途について結論を出す必要がある。</p>	<p>松本地域全体として世帯用宿舎は充足しており、当該宿舎が将来利用される可能性は少ないとみます。 (松本地方事務所) (職員課)</p>